

告示第256号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、地方税の収納事務を下記のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項及び下呂市会計規則第15条の2の規定により告示する。

令和3年12月1日

下呂市長 山内 登

1. 委託の内容

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）の指定代理納付業務

2. 受託者の所在及び名称

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
株式会社 エフレジ

3. 委託に必要な事項

（1）取扱えるクレジットカード

VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS, Diners Club

（2）委託期間

令和3年12月1日～ 契約解除の日まで